

事業所・施設等 管理者 様

福山市 保健福祉局 長寿社会応援部
介護保険課 事業者指定・指導担当課長

**新型コロナウイルス感染症に係る福山市における介護サービス事業所の
人員基準等の臨時的な取扱いについて（その8）**

平素より本市保健福祉行政の推進に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症対策に関わって、様々な御尽力をいただいていることに合わせて感謝申し上げます。

さて、「新型コロナウイルス感染症に係る福山市における介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（その8）」を送付しますので、適切に御対応いただきますようお願いいたします。なお、これは現段階の本市の考え方であり、今後の状況に応じて変更があり得ることを御承知おきください。

1 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護における通所介護等の取扱いについて

外部サービス利用型特定施設入居者生活介護において、通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護を利用している場合も、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第12報）」の取扱いによる算定が可能です。なお、延長加算は算定できませんので、次のように算定してください。

特定施設サービス計画上の報酬区分	2区分上位の報酬区分
6時間以上7時間未満	8時間以上9時間未満
7時間以上8時間未満	8時間以上9時間未満
8時間以上9時間未満	※上位区分がないため、左記と同単位

また、これまで国が示した臨時的な取扱いは第12報に限らず、外部サービス利用型特定施設入居者生活介護の外部サービスにおいて適用可能ですので、御承知おきください。

2 通所リハビリテーションにおける理学療法士等体制強化加算の算定について

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第12報）」の取扱いを適用し、1時間以上2時間未満のサービス提供を2区分上位の3時間以上4時間未満で算定する場合は、この3時間以上4時間未満の請求に対し、理学療法士等体制強化加算（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士を専従かつ常勤で2名以上配置している事業所の加算）は算定できません。なお、2区分上位で算定しない請求については、従前どおり、1時間以上2時間未満のサービス提供に理学療法士等体制強化加算を算定できることを申し添えます。

（例）1時間以上2時間未満を月4回算定している場合

居宅サービス計画		国第12報の適用後	
報酬区分	理学療法士等体制強化加算	報酬区分	理学療法士等体制強化加算
1時間以上2時間未満を月4回算定	月4回加算あり	2区分上位の3時間以上4時間未満を月1回算定	加算なし
		1時間以上2時間未満を月3回算定	月3回加算あり

3 通所リハビリテーションにおけるリハビリテーション提供体制加算の算定について

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第12報）」において、「通所リハビリテーションにおいてリハビリテーション提供体制加算を算定している場合、同加算は本特例により算定する基本報酬区分に応じた算定とする」とありますが、本特例は、適用以前にリハビリテーション提供体制加算を算定していることが要件となっています。

したがって、他の報酬区分でリハビリテーション提供体制加算を算定している事業所であっても、次のとおり、A群の報酬区分について2区分上位の報酬区分で算定する場合は、リハビリテーション提供体制加算は算定できません。

<リハビリテーション提供体制加算の届出をしている事業所の算定>

群	居宅サービス計画上の報酬区分	リハビリテーション提供体制加算単位数		国第12報の適用後の2区分上位の報酬区分	リハビリテーション提供体制加算単位数
A群	1時間以上2時間未満	加算なし	➡	3時間以上4時間未満	加算なし
	2時間以上3時間未満	加算なし		4時間以上5時間未満	加算なし
B群	3時間以上4時間未満	12単位	➡	5時間以上6時間未満	20単位
	4時間以上5時間未満	16単位		6時間以上7時間未満	24単位
	5時間以上6時間未満	20単位		7時間以上8時間未満	28単位
C群	6時間以上7時間未満	24単位	➡	延長加算 (8時間以上9時間未満)	28単位
	7時間以上8時間未満	28単位		延長加算 (9時間以上10時間未満)	28単位
	延長加算 (8時間以上9時間未満)	28単位		延長加算 (10時間以上11時間未満)	28単位
	(以降、 延長加算の算定)	28単位		(以降、2区分上位の延長 加算の算定)	28単位

4 利用者負担増加に対する利用者・家族への御説明

国が示す臨時的な取扱いを適用する場合に、利用者負担に関しても利用者・家族に対し懇切丁寧な説明をさせていただいていると承知しておりますが、特に、国通知第12報にかかわって、利用者・家族より、市に対して「事業所から説明を受けた時は利用者負担があるとは気づかなかったが、あとで文書を見て利用者負担があることを知った。」等の御相談が寄せられています。

国は利用者の署名や押印までは求めていないところではありますが、トラブルにならないよう、利用者の個々の状況に十分に御配慮いただき、文書による説明も含め、利用者・家族に御理解いただけるよう、かつ、後々「聞いていない」といった事態を招かないような丁寧な対応・手法を検討いただきますようお願いいたします。

5 運営推進会議の取扱いについて（再周知）

事業所における運営推進会議等の取扱いについては、令和2年2月28日に通知した「新型コロナウイルス感染症に伴う運営推進会議等の取扱いについて（通知）」でお示ししている通りであり、現時点での変更はありません。感染予防・感染拡大防止の懸念から事業所が自主的判断で運営推進会議等を中止し、運営基準を満たさなくなった場合でも、基準違反とはしません。

また、市職員の出務については、未だ、新型コロナウイルス感染症について十分な警戒が必要なことから、7月以降も見合わせています。市内感染状況等を総合的に勘案し、出務可能と判断した場合はその旨を通知し、ホームページへ掲載します。

福山市 介護保険課	事業者指導担当	084-928-1232
	事業者指定担当	084-928-1259